

社会福祉法人ふくいの福祉家 役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふくいの福祉家（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の役員報酬
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬

(報酬の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき5,000円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき5,000円とする。

(報酬の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、報酬毎月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 4 報酬は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額100,000円